

由布市告示第14号

令和8年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和8年2月18日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和8年2月25日水曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

渡辺 彬君	津田 貴之君
生野 友子君	小山 和義君
高田 龍也君	坂本 光広君
吉村 益則君	田中 廣幸君
加藤 裕三君	加藤 幸雄君
鷺野 弘一君	甲斐 裕一君
佐藤 郁夫君	湊野けさ子君
佐藤 人已君	平松恵美男君
佐藤 孝昭君	

---

○応招しなかった議員

長谷川建策君

---

議事日程(第1号)

令和8年2月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第4号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第10 報告第5号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算(第7号)」
- 日程第13 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第14 議案第2号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第15 議案第3号 由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第4号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第5号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第18 議案第6号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第8号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第9号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第10号 由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

- 日程第23 議案第11号 由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第12号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第25 議案第13号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第26 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第27 議案第15号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第28 議案第16号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第29 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第30 議案第18号 由布市営駐車場条例の一部改正について
- 日程第31 議案第19号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第33 議案第21号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第22号 市道路線（若杉5号線）の認定について
- 日程第35 議案第23号 市道路線（並柳東ノ下線）の廃止について
- 日程第36 議案第24号 連携協約の変更に関する協議について
- 日程第37 議案第25号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第38 議案第26号 佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第39 議案第27号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第40 議案第28号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第29号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第30号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第31号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第32号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第45 議案第33号 令和8年度由布市一般会計予算
- 日程第46 議案第34号 令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第47 議案第35号 令和8年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第48 議案第36号 令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第49 議案第37号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第50 議案第38号 令和8年度由布市水道事業会計予算
- 日程第51 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について
- 日程第52 発議第2号 由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第4号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第10 報告第5号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）」
- 日程第13 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第14 議案第2号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第15 議案第3号 由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第4号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第5号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第18 議案第6号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第8号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第9号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第10号 由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第11号 由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第12号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第25 議案第13号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第26 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第27 議案第15号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第28 議案第16号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第29 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第30 議案第18号 由布市営駐車場条例の一部改正について
- 日程第31 議案第19号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第33 議案第21号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第22号 市道路線（若杉5号線）の認定について
- 日程第35 議案第23号 市道路線（並柳東ノ下線）の廃止について
- 日程第36 議案第24号 連携協約の変更に関する協議について
- 日程第37 議案第25号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第38 議案第26号 佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第39 議案第27号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第40 議案第28号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第29号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第30号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第31号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第32号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第45 議案第33号 令和8年度由布市一般会計予算
- 日程第46 議案第34号 令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第47 議案第35号 令和8年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第48 議案第36号 令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第49 議案第37号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第50 議案第38号 令和8年度由布市水道事業会計予算
- 日程第51 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について
- 日程第52 発議第2号 由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について

---

出席議員（17名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 渡辺 彬君  | 2番 津田 貴之君 |
| 3番 生野 友子君 | 4番 小山 和義君 |

5番 高田 龍也君	6番 坂本 光広君
7番 吉村 益則君	8番 田中 廣幸君
9番 加藤 裕三君	10番 加藤 幸雄君
11番 鷺野 弘一君	12番 甲斐 裕一君
14番 佐藤 郁夫君	15番 渕野けさ子君
16番 佐藤 人已君	17番 平松恵美男君
18番 佐藤 孝昭君	

---

欠席議員（1名）

13番 長谷川建策君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 中島 進君
書記 福水 雅彦君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君	副市長 …………… 小石 英毅君
教育長 …………… 橋本 洋一君	
総務課長 …………… 古長 誠之君	財政課長 …………… 大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長 ……………	米津 康広君
財源改革推進課長…………… 佐藤 雄三君	税務課長 …………… 竹下 美佳君
監査・選挙管理委員会事務局長 ……………	工藤 秀紀君
会計管理者 …………… 平野浩一郎君	建設課長 …………… 衛藤 武君
水道課長 …………… 平山 浩二君	商工観光課長 …………… 大塚 守君
環境課長心得 …………… 小俣 功君	
福祉事務所長兼福祉課長 ……………	後藤 昌代君
健康増進課長 …………… 吉野眞由美君	子育て支援課長 …………… 藤川 祐子君
保険課長 …………… 河野 妙子君	高齢者支援課長 …………… 田代 由理君
挾間振興局長兼地域振興課長 ……………	井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長 ……………	佐藤 重喜君

湯布院振興局長兼地域振興課長 ..... 一野 英実君  
教育次長兼教育総務課長 ..... 安部 正徳君  
消防長 ..... 大嶋 陽一君 代表監査委員 ..... 大塚 裕生君

---

午前10時00分開会

○議長（佐藤 孝昭君） 皆様、おはようございます。これより、令和8年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17名です。長谷川建策議員から欠席届が出ています。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、タブレット掲載の議事日程第1号により行います。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 孝昭君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、高田龍也議員、6番、坂本光広議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間といたしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をタブレットに掲載しておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和8年第1回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして心から感謝申し上げます。

また、本定例会に提案いたすことにしております報告5件、諮問1件、承認1件、議案38件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

本日お手元のタブレットに行政報告のデータを保存しておりますので、御一読いただきますようお願い申し上げます。少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について御報告申し上げます。

まず、12月23日に、別府市と世界一の保養・大温泉郷協定の締結式が行われました。今回の協定で隣り合う両市が持つ個性豊かな観光資源を生かしながら、今後さらなる発展を目指してまいり所存でございます。

続いて、12月28日には、由布市消防団挾間方面隊の皆様へ夜警活動に対するお礼を申し上げます、また、本年1月18日には、庄内総合運動公園にて、消防団員の士気高揚と資質向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。改めまして、由布市消防団の皆様方には、昼夜を問わず、消防防災活動に御尽力をいただいておりますことに、心から敬意と感謝の意を表する次第です。

続きまして、1月22日には、東京で行われました新幹線基本計画路線全国大会に、翌23日には、第18回B&G全国サミットへ出席をいたしました。

本年度は、由布市が誕生して20周年の節目の年でございます。20周年を記念して、1月10日には由布市制20周年記念式典を、2月1日には由布市制施行20周年記念講演、記念フェスティバルを開催いたしました。両日とも多くの方に御来場いただき、20年の歴史を振り返るとともに、由布市の未来に向け、気持ちを新たにしたいところでございます。

次に、今回も様々な分野の方から大会出場や各賞の受賞報告をいただきました。12月19日には後藤英一様、12月26日には三代目源流の皆様、1月14日には矢野和代様、アトレチコ・エラン横瀬の皆さんから御報告をいただきました。多くの方が様々な分野で幅広く活躍している姿に、大変うれしく思った次第です。

最後に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、今回報告に該当する案件はございません。また、1億5,000万円以上の契約に係る軽微な変更につきましては、行政報告に記載のとおりとなっております。

以上報告をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、佐藤郁夫議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合

議会議員、佐藤郁夫です。

令和8年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告をいたします。皆様のタブレット内にございますので、御参照をお願いいたします。

それでは、報告をいたします。

会議結果1、会議名、令和8年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。2、日時、令和8年2月19日木曜、午後1時30分から、会期は1日でございます。場所、大分市、大分県医師会館7階大会議室でございました。出席状況は、出席者26名全員であります。

議事日程、議第1号、令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。総額は11億2,900万円で、前年比2,100万円の減額予算となっております。

歳入の主なものとして、構成市町村からの事務負担金9億2,368万2,000円、財政調整基金から繰入金を1億9,166万5,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、事務費を3億2,953万2,000円、民生費の特別会計事務繰出金を7億9,347万1,000円などとするものであります。

全員一致で可決しました。

議第2号、令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算であります。

歳入の主なものとして、市町村支出金を440億1,792万3,000円などとするものであります。

歳出の主なものとしては、保険給付費2,372億4,209万円などとするものであります。

賛成多数で可決しました。

議第3号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございますが、令和8年度及び令和9年度の後期高齢者医療保険料について、基礎分については、所得割率を100分の11.25に、均等割額を6万4,200円とし、新たに子ども・子育て支援納付金分について、令和8年度は所得割率を100分の0.24に、均等割額を1,400円にするものであります。賦課限度額については、基礎分を85万円、子ども・子育て支援納付金分を2万1,000円とするものであります。

賛成多数で可決しました。

議第4号、大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

国家公務員等の旅費の改正に準じ、規定の整備を行うものです。

全員一致で可決しました。

議第5号、大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定についてでございますが、制度運営の現状と課題を踏まえ、令和8年度以降も、被保険者が安心して医療が受けられ、健康寿

命の延伸を目指すとともに、持続可能な医療制度の実現を図るため、市町村、県、国及び関係団体と連携し、各種施策に取り組む基本方針として策定するものであります。

賛成多数で可決しました。

その他、議第2号、3号は質疑、討論が行われ、議第5号に一般質問がありました。

以上、報告をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

---

#### 日程第4. 市長の施政方針

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いいたします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 本日ここに、令和8年第1回由布市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く感謝申し上げます。本定例会の開会に当たり、新年度の市政運営に対する私の基本的姿勢、考え方を申し述べさせていただきます。

我が国の経済情勢に目を向けますと、国が掲げる骨太の方針においては、デフレからの完全脱却と構造的な賃上げを軸とした、新しい資本主義の実現に向けた取組が加速しております。また、日本銀行による直近の経済・物価情勢の展望におきましても、賃金と物価の好循環が強まる中、我が国経済は緩やかな回復基調をたどることが見込まれております。

しかしながら、本市の実体経済に即して見れば、その波及効果は道半ばと言わざるを得ないと感じているところです。長引く物価高騰やエネルギー価格の上昇は、賃上げのペースを上回る勢いで、市民生活や中小企業事業者の経営に依然として大きな影響を及ぼしています。また、建設資材の高騰や物流コストの上昇、あらゆる産業分野における深刻な人手不足など、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、これらは本市の行政運営、とりわけ公共施設の維持管理や事業の執行においても看過できない課題となっております。加えて、急速な少子高齢化や人口減少の進行は、地域社会の在り方そのものに変革を迫っています。さらには、激甚化する自然災害への対応など、依然として予断を許さない状況にあります。

しかしながら、合併から20年という節目を迎え、本市が持つ挾間・庄内・湯布院の多様な個性と魅力ある資源を有機的に結合させ、次世代へとつなぐ持続可能なまちづくりを着実なものにしていかなければならないと考えております。

令和8年度は、新たに策定された第3次由布市総合計画のまちづくりの目標である「人とつながり、未来を創る 住みよさ日本一のまち・由布市」の実現に向け、そのスタートの年として、予算編成方針において5つの柱を重点戦略とし、市民の皆様が誇りと愛着を持てる由布市の創造に全力を傾注してまいり所存でございます。

まず、第1の柱として掲げた「安全安心で地域が活気に満ちたまちの推進」につきましては、市民生活の根幹である安全と安心を確保し、地域コミュニティの絆を深める施策の展開を図ってまいります。

防災・減災対策の強化としては、頻発する豪雨に備え、水害対策を計画的に進めるとともに、ハザードマップの周知徹底や、デジタル技術を活用した迅速な災害情報伝達システムの充実を図ってまいります。また、今後とも地域や学校に出向いての防災講話等に取り組むとともに、引き続き自主防災組織への支援を行いながら、市民の防災意識を高め、自助・共助・公助の連携による地域防災力の強化に努めてまいります。

地域コミュニティと交通の確保については、地域活動の拠点や世代間交流の場の創出とともに、高齢者等の移動手段確保のため、デマンド交通やコミュニティバス等の地域公共交通網を持続可能な形で最適化し、地域内での交流と経済活動を支える足の確保を研究し、推進してまいります。

第2の柱である「こどもの未来を育むまちの推進」につきましては、次世代を担う子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

切れ目のない子育て支援では、妊娠・出産から子育て期にわたる相談支援体制、こども家庭センター機能等の充実をさせるとともに、保育人材の確保や地域の子どもの居場所づくりを行い、「子育てするなら由布市」と実感できる支援策を進めてまいります。

教育環境の質の向上については、子どもたちに予測困難な時代を生き抜くために必要とされる資質、能力をバランスよく育成するとともに、1人1台端末の有効活用、教育相談体制確立等の取組を推進してまいります。また、学校施設の長寿命化や学校体育館への空調設備の設置など、安全で快適な教育環境の整備を行うとともに、少子化に伴う学校規模適正化の取組を進めてまいります。

加えて、子育て世代の経済的負担を抜本的に軽減するため、昨年度から取組を始めた給食費の無料化につきましても、物価高騰が家計を圧迫する中、引き続き実施していくこととしております。

次に、第3の柱である「誰もが健康で、いきいきと元気に暮らせるまちの推進」につきましては、人生100年時代を見据え、市民一人一人が健康で生きがいを持って暮らせる地域社会の構築を目指してまいります。

健康寿命の延伸と地域医療に関しては、特定健診やがん検診の受診率向上を図るとともに、本市の強みである大学病院等の医療機関との連携を深め、医療と介護の切れ目のない提供体制を堅持してまいります。また、高齢者の社会参加やフレイル予防への取組を支援し、元気な高齢者が地域を支える循環をつくってまいります。

障がい者・高齢者福祉の充実に関しては、障がいのある方もない方も共に生きる共生社会の実現に向けて、自立支援や権利擁護の取組を推進してまいります。また、由布市の豊かな温泉資源を活用した健康づくりも継続してまいります。

第4の柱である「産業が活力と魅力あふれるまちの推進」につきましては、地域経済を支える農林業、商工業、観光業の連携を深め、稼げる産業づくりを推進してまいります。

農林業の振興に関しては、基幹産業である農業においては、担い手の確保・育成に加え、スマート農業の導入支援や、由布市産農産物のブランド化、販路拡大を強力に支援してまいります。また、有害鳥獣対策や森林環境の保全にも継続して取り組んでまいります。

観光・商工業の活性に関しては、観光分野では、インバウンド需要の回復等を踏まえ、滞在保養型観光や体験型コンテンツの造成を支援し、世界に目を向けた対応と併せ、由布院だけでなく市内全域への周遊を促してまいります。商工業においては、地元企業の経営基盤強化や創業支援を行い、地域内経済循環を高めてまいります。

次に、第5の柱「自然環境を維持した住みよいまちの推進」につきましては、由布市の最大の財産である豊かな自然環境を守りつつ、快適な生活基盤の整備を進めてまいります。

移住・定住と空き家対策に関しては、本市の美しい景観や田園風景を守りながら、空き家バンク制度の活用や移住支援策を強化し、都市部からの人の流れを呼び込む取組を進めてまいります。

また、生活基盤の整備と環境保全に関しては、道路、上水道などの社会インフラについて、老朽化対策を含め、計画的な維持管理・更新を進めてまいります。

さらに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すことをここに宣言し、再生可能エネルギーの利活用やごみの減量化など、環境負荷の少ないまちづくりを市民と共に推進してまいります。

令和8年度当初予算案については、これらの5つの柱に基づく施策を具現化するため、限られた財源を重点的かつ効率的に配分をいたしたところです。また、喫緊の課題であります物価高騰対策の事業として、生活支援の対応を図りながら、既存事業の成果を厳しく検証し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することで、健全な財政基盤の維持と未来への投資を両立させる予算として編成したところです。具体的な事業内容等につきましては、詳細説明によりお伝えをさせていただきます。

以上、令和8年度の市政運営に向けた私の基本的な考え方を申し上げます。これらの施策を実行し、由布市の輝かしい未来を切り開くためには、市民の皆様との協働、そして議会の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。職員と共に心を1つにして、誠心誠意、職務に邁進する覚悟でございますので、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和8年度に向けての施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の施政方針が終わりました。

---

#### 日程第5. 陳情について

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第5、陳情についてを議題といたします。

議会事務局長に陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（工藤 由美君） 議会事務局長です。

それでは、お手元の陳情文書表により朗読いたします。

なお、陳情者の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号1、件名、「便利で合理的なコミュニティバス運行体制を再構築」に関する陳情書。

陳情者、由布市湯布院町、もっと便利なコミュニティバスを考える会、代表千竈八重子。

受理番号2、件名、「遠距離通学する子育て世代の要望に沿う便利で合理的なスクール送迎の運行」に関する陳情書。陳情者、由布市湯布院町、もっと便利なコミュニティバスを考える会、代表千竈八重子。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） ただいまの陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元のタブレットに掲載をしております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

日程第10. 報告第5号

日程第11. 諮問第1号

日程第12. 承認第1号

日程第13. 議案第1号

日程第14. 議案第2号

日程第15. 議案第3号

日程第16. 議案第4号

日程第17. 議案第5号

日程第18. 議案第6号

日程第19. 議案第7号

日程第20. 議案第8号  
日程第21. 議案第9号  
日程第22. 議案第10号  
日程第23. 議案第11号  
日程第24. 議案第12号  
日程第25. 議案第13号  
日程第26. 議案第14号  
日程第27. 議案第15号  
日程第28. 議案第16号  
日程第29. 議案第17号  
日程第30. 議案第18号  
日程第31. 議案第19号  
日程第32. 議案第20号  
日程第33. 議案第21号  
日程第34. 議案第22号  
日程第35. 議案第23号  
日程第36. 議案第24号  
日程第37. 議案第25号  
日程第38. 議案第26号  
日程第39. 議案第27号  
日程第40. 議案第28号  
日程第41. 議案第29号  
日程第42. 議案第30号  
日程第43. 議案第31号  
日程第44. 議案第32号  
日程第45. 議案第33号  
日程第46. 議案第34号  
日程第47. 議案第35号  
日程第48. 議案第36号  
日程第49. 議案第37号  
日程第50. 議案第38号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、本定例会に提出されました日程第6、報告第1号から日程第10、

報告第5号の報告5件、日程第11、諮問第1号の諮問1件、日程第12、承認第1号の承認1件及び日程第13、議案第1号から日程第50、議案第38号までの議案38件について、一括上程をいたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告5件、諮問1件、承認1件、議案38件でございます。

まず、報告第1号及び第2号の専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により、走行中の車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第3号の専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第4号、例月出納検査の結果に関する報告について及び報告第5号、定期監査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員による報告となります。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、現在、人権擁護委員をお願いしております木戸栄子氏が、令和8年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、引き続き人権擁護委員に再任の推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

承認第1号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ3,548万4,000円を追加し、予算の総額を274億7,199万1,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、令和8年2月8日に執行されました、第51回衆議院総選挙に係る経費を計上したもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月20日付で専決処分を行ったものでございます。

議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、現在の辺地総合整備計画は令和7年度をもって計画期間が終了することから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として、合計13地域における辺地の公共的施設の整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更については、令和3年4月1日に過

疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、庄内地域の生産機能や生活環境の整備など諸施策を、総合的かつ計画的に実施する由布市過疎地域持続的発展計画（令和3年度から令和7年度まで）を策定しているところですが、本計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、引き続き過疎地域の持続的発展の施策を推進するため、由布市過疎地域持続的発展計画（令和8年度から令和12年度）を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する、同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第3号、由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する、同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者が遵守すべき運営基準等の確認を行うに当たり、所要の事項を定めるものでございます。

次に、議案第4号、由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止については、社会保障制度の就業環境の充実に伴い、特定の属性に基づく助成を見直して、市民間の公平性を図るため廃止するものでございます。

次に、議案第5号、由布市行政組織条例の一部改正については、契約及び検査の充実によりさらなる適正な履行確保を図るため、契約検査室を契約施設整備課に改めるものでございます。

次に、議案第6号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、一般職の給与に関する法律の一部改正に伴い、職員の給与の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、市の現下の財政状況を鑑み、市長等三役の給料を本年4月から9月までの半年間、3%減額するものでございます。

次に、議案第8号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第7号と同様の理由により、職員につきましても本年4月から9月までの半年間、給料月額について1.5%の減額措置を行うものでございます。

次に、議案第9号、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、県下市町村及び他県の自治体の学校医及び学校歯科医の報酬を鑑み、学校医等の確保のために報酬を増額するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号、由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正については、長期継続契約の対象となる範囲を拡大し、制度を有効に活用するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号、由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正については、旧町時代から引継ぎ運営してきた公共施設の使用料と使用料区分について、社会経済情勢の変化や

施設の維持管理費の増加に伴い、使用料の見直しを各条例の一部改正を一括して行うものでございます。

次に、議案第12号、由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正については、由布市の債権管理に当たり、現状に合わせて整備する必要が生じたことから、規定の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正については、現在健康温泉館において取り扱っている回数券について明記をし、令和8年10月1日よりその料金を改正するものでございます。

議案第14号、由布市国民健康保険税条例の一部改正については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号、由布市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号、由布市市営住宅条例の一部改正については、湯布院町白滝団地にて、最後の入居者が退去したため、建物を取り壊し市営住宅の廃止をするものでございます。

次に、議案第17号、由布市水道事業給水条例の一部改正については、給水装置工事を行うことができる者について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号、由布市市営駐車場条例の一部改正については、市営向原駐車場の共用開始に当たり、本条例の一部を改正し、新たに駐車場の名称、位置及び使用料を定めるものでございます。

次に、議案第19号、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正については、挾間中学校体育館に冷暖房設備が新築されることから、当該設備の使用料を定めるもののほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号、由布市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備の種類への簡易サウナ設備を追加し、設備等の離隔距離に関する基準の一部を改正するものでございます。

次に、議案第21号、由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定については、指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として乙丸区が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第22号、市道路線（若杉5号線）の認定については、県道からの移管に伴う市道路線の認定をいただくものでございます。

議案第23号、市道路線（並柳東ノ下線）の廃止については、九州防衛局が行う湯布院駐屯地

の施設拡張に伴い、取得予定の用地内に位置する市道並柳東ノ下線を廃止するものでございます。

議案第24号、連携協約の変更に関する協議については、大分都市広域圏における、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を締結したいので、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項及び第3項の規定に基づき、由布市の公の施設の相互利用を、大分都市広域圏の圏域に佐伯市が新たに加入するに当たり、8市1町の間で行うため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号、佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、佐伯市が設置する「さいき城山桜ホール」のほか44の施設を由布市の住民の利用に供させることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第27号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億5,939万9,000円を追加し、予算総額を282億3,139万円に願います。

歳入では、地方消費税交付金などの各種交付金や、普通交付税、ふるさと納税、各事業に伴う国県支出金、地方債などの特定財源が主なものでございます。

歳出では、事業費の確定などに伴う減額のほか、生活者の家計負担を軽減し、市内消費の下支えによる地域経済の活性化を図るため、大分県と連携して実施します「ゆふ得得プレミアム商品券」に対して、プレミアム率を30%から20%上乘せして50%として販売を行うため、プレミアム付商品券発行支援業務を増額しています。また、国の7年度補正予算で計上された財源を活用することにより、道の駅ゆふいん整備管理事業及び新環境センター整備事業を増額しております。このほか、保育園等への施設型給付費や有害鳥獣捕獲事業補助金、小学校施設整備事業などを計上しております。

また、継続費補正として、湯平温泉復興まちづくり推進事業の変更、繰越明許費補正として、地域活力づくり総合事業など追加15件、変更5件、債務負担行為補正として、由布川小学校増築事業などを追加3件をお願いしております。

地方債については、追加1件、変更25件の補正となっております。

次に、議案第28号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ1億8,362万8,000円を減額し、予算総額を37億9,724万5,000円にするものでございます。

歳入では県支出金及び基金繰入金を、歳出では保険給付費及び保健事業費を、それぞれ減額す

るものでございます。

次に、議案第29号、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算から、それぞれ912万3,000円を減額し、予算総額を43億7,094万6,000円にするものでございます。

歳入では県支出金、繰入金を、歳出では総務費、地域支援事業費を、それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第30号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ4,834万7,000円を減額し、予算総額を6億3,253万2,000円にするものでございます。

歳入では一般会計繰入金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を、それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第31号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算の収入及び支出をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第32号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的予算では収入及び支出をそれぞれ増額し、資本的予算では収入及び支出をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第33号、令和8年度由布市一般会計予算は、歳入歳出271億4,055万7,000円で、前年度と比べ25億3,672万3,000円、率で10.3パーセントの増額となっております。

新環境センターの稼働に向けて、廃棄物運搬中継施設整備事業などの投資的経費や扶助費の義務的経費が増加していることから、予算規模が年々増加しております。令和8年度予算に当たっては、市政推進の羅針盤である、第3次由布市総合計画及び由布市総合戦略（第3期）の着実な実行を図るため、各施策の展開により地方創生の歩みを着実に進め、将来にわたって市政の前進を目指すものであります。

予算の配分に当たっては、目標や成果を的確に見通し、緊急性等を考慮した上で、真に必要な分野に適切に配分した予算編成としたところです。特に、少子化対策・子育て世代への支援として、公立幼小中学校給食費の無償化や「すくすくおむつクーポン券」の配布、子ども医療費助成など、由布市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるための政策的予算を計上したところです。

予算の主な内容でございますが、歳入におきましては、市税で、最近の社会経済情勢や新築家屋の増加などを背景に、市民税、固定資産税等において増収が見込まれることなどにより、市税全体としては1億円ほどの増額、地方交付税につきましては、国の地方交付税総額や本市の基準

財政収入額や需要額の動向などを勘案して、1億円ほどの増額を見込んでおります。

また、市債については、新環境センターなどの投資的経費の増加に伴い、前年比7億6,000万円ほどの増額となりますが、将来の財政の健全性を堅持するため、地方交付税措置のある起債を優先的に活用するなど、将来世代に過度の負担を先送りしない、持続可能な財政運営に寄与することとしております。

歳出においては、度重なる災害からの復旧に向けて、公共土木施設や農業用施設などの災害復旧事業に11億7,000万円を計上しているのをはじめ、不安定な世界情勢や円安の進行などを要因とした物価の高騰が長期化している現状を踏まえて、国から配分のありました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、省エネ家電製品の購入補助事業や農畜産業再生産緊急対策事業など、13事業に3億5,000万円を計上しております。

このほか、湯平温泉復興まちづくり推進事業や向之原駅前広場整備事業、行政事務情報化推進事業、また、入湯税超過課税分を活用したポイ捨て防止事業、観光面では、観光振興事業などの経費を計上いたしております。

加えて、投資的経費として、児童・生徒の適切な学習環境の場を整備し、その健全な育成を図るため、石城小学校の大規模改造、庄内中学校・湯布院中学校の屋内運動場の空調設備の大規模改造、新環境センターの建設に伴う廃棄物運搬中継施設整備事業などを計上しております。

また、私が新たに3期目の市政を担うに当たり、市民の皆さまにお示しした「5つの想い」と「市民を結ぶ7つの約束」を具現化するため、5つの視点に基づき、魅力ある由布市の創造に向けた施策を重点戦略特別枠として位置づけ、32事業に5億5,000万円を計上したところでございます。

地方財政をめぐる情勢は厳しいものがありますが、由布市が掲げる将来像「人とつながり、未来を創る 住みよさ日本一のまち・由布市」の実現に向け、一步一步着実に取り組んでまいります。

次に、議案第34号、令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額37億8,089万2,000円で、前年度当初と比較しまして3,259万円、率にして約0.9%の減額となっております。

主な内容としては、歳入では、県支出金及び繰入金、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金のそれぞれ減額をいたしております。

次に、議案第35号、令和8年度由布市介護保険特別会計予算は、総額を43億532万9,000円で、前年度当初と比較しまして2,005万5,000円の微増となっております。前年度と同様の予算規模となっております。

次に、議案第36号、令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額8億

1,445万3,000円で、前年度当初と比較しまして1億3,698万9,000円、率にして20.2%の増額となっております。

歳入では後期高齢者保険料、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金のそれぞれ増額でございます。

次に、議案第37号、令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算は、業務の予定量を汚水処理世帯数517戸、年間総処理水量15万6,391立方メートル、1日の平均処理水量428立方メートル、主な支出は処理場費の2,650万8,000円、減価償却費4,405万5,000円としております。

収益的予算では、収益的収入を8,849万1,000円、収益的支出を1億283万3,000円とするものでございます。

資本的予算では、資本的収入及び資本的支出を、それぞれ4,865万4,000円とするものでございます。

次に、議案第38号、令和8年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数1万3,583戸、年間総給水量388万9,724立方メートル、1日平均給水量1万656立方メートル、主要な建設改良事業といたしまして、配水管の新設・改良工事3億8,990万4,000円、施設の新設・更新工事として5億8,362万4,000円といたしております。

収益的予算では、収益的収入を9億2,050万1,000円、収益的支出を9億799万6,000円とするものでございます。

資本的予算では、資本的収入を11億4,941万5,000円、資本的支出を15億45万1,000円とし、収入額が支出額に対して不足する3億5,103万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、私からの説明は終わります。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました報告、承認及び議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第4号及び報告第5号の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第4号について御報告申し上げます。

報告第4号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和7年10月分及び11月分の例月出納検査をそれぞれ11月25日、12月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第5号について御報告いたします。

報告第5号、定期監査の結果に関する報告について。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年度の由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、令和8年1月5日から2月12日まで監査を実施いたしました。

本監査において、監査委員事務局による予備調査を経て、対象部局からの提出された資料により、対象部局の長及び担当者からの聞き取りや質問応答、帳票の照合、証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務及び事業は、おおむね適正に管理されていると認められました。

ただし、資金前渡や概算払いの旅費に係る精算に関しては、指摘事項として是正または改善を求めております。また、引き続き検討の必要があると考えられる事項としましては、収納率の改善や補助金の適正化等をお願い申し上げました。

監査の意見としましては、本市が市制20周年を迎え、職員各位の積極的な取組により、多くの問題が解消されています。しかしながら、進捗されていない案件も見受けられますので、早急な解決が望まれるところでございます。

行政活動におきましては、厳しい状況下に変わりはありませんが、予算の執行については、計画的かつ効率的に行われているかなどについて関係部署と連携し、住民サービスが徹底されるような確な取組をお願いしております。また、自主財源の確保や経費の節減、見直し等に迫られている状況であります。市制30周年、40周年に向けた持続可能な行政運営を図り、慣例にとられない取組をお願いしたいところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

次に、報告第1号及び報告第2号の報告を求めます。総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長でございます。

まず、報告第1号について詳細説明をいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和8年1月5日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年10月23日午後4時30分頃、由布市湯布院町塚原1239番100地先の市道中釣鶴見岳線において、甲の管理する市道に陥没箇所があり、乙の運転する自動車が通行する際に当該陥没箇所にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本事件に係る過失割合60%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を3万8,690円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場状況及び当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので、御確認ください。

次に、報告第2号について詳細説明をいたします。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和8年2月12日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和8年1月2日午前11時15分頃、由布市湯布院町川北字井手ノ口5番18地先の市道中央通線において、甲の管理する市道上に置き忘れの看板があり、乙所有の自動車が通行する際に当該看板が倒れ、当該車両の左側面に接触し、その車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を90万3,000円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので、御確認ください。

詳細は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、報告第3号の報告及び承認第1号について詳細説明を求めます。  
財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

報告第3号について詳細説明をいたします。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月25日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和8年2月9日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等につきましては、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年9月17日午前9時35分頃、由布市湯布院町川上1043番地13先の市道上において、委託業者が運転する甲の車両が後進を行った際後方確認を怠り、停止していた乙の車両に気づかず、乙の車両の前部に甲の車両の後部を追突し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

今回、先に物件損害の一部を和解し、専決処分をしております。理由といたしまして、任意保険を通じまして車両の補償費を払っていくことから、物損損害の一部に対しまして先に和解したのになります。物損損害の和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を41万9,768円と定めたものでございます。

末尾に、当該車両の損害状況の写真を添付しております。

次に、承認第1号について詳細説明をいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和8年1月20日付で専決処分を行っております。

では、一般会計補正予算をお願いをいたします。

令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,548万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274億7,199万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年1月20日専決、由布市長。

1ページから第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出款項ごとの補正額を計上しております。

3ページから補正予算事項別明細書となっております。

9ページをお願いします。

歳出予算でございますが、2款4項3目区分1、衆議院議員選挙費は、令和8年2月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙に係る選挙執行経費になります。内容といたしましては、1節報酬では、投票立会人等に係る報酬として346万3,000円、3節職員手当等では、職員の時間外手当等として1,308万3,000円など事務的経費を加え、総額3,548万4,000円を計上しております。財源は、国政選挙執行に係る経費に対しましては国庫財源が充当されることから、特定財源として国県支出金を充当しております。

詳細説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第1号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。

議案第1号について詳細説明を申し上げます

議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。

辺地に係る公共的施設の計画を別記のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

本議案につきましては、辺地とその他の地域の格差の是正を図り、国からの財政上の特別措置を受けるに当たり、辺地の公共的施設の総合整備計画を策定することによるものであります。

この辺地総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進し、辺地と他の地域との間における住民の生活環境の格差是正を図ることを目的として、これまでも計画的に事業を実施してまいりましたが、現在の辺地計画期間が令和8年3月末のため、引き続き必要な財政上の特別措置を受けるために、令和8年度から令和12年度までの今後5年間を計画期間として、辺地総合整備計画を策定するものであります。

辺地の区域につきましては、湯布院地域が塚原、若杉、川西中、湯平の4区域、庄内地域が阿蘇野上、阿蘇野下、直野内山、平石、上淵の5区域、挾間地域が七蔵司、内成、朴木、時松の4区域、由布市全体で13区域となります。

議案の次のページから17ページにかけて、それぞれの区域ごとに整備計画を記載しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で詳細説明終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第2号について詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長でございます。

議案第2号につきまして詳細説明をいたします。

議案第2号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更について。

由布市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、過疎地域認定要件としての人口要件と財政力要件に該当する庄内地域は、過疎地域とみなされております。由布市過疎地域持続的発展計画は、庄内地域の生産基盤や生活環境の整備などを図ることにより、地域の持続的な発展のための施策を推進することで、地域格差をなくしていこうというものでございまして、現計画を総点検し、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として変更するものでございます。

計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域持続的発展のための地方債である過疎対策事業債を発行することができることとなります。過疎債の元利償還金の70%相当額は、普通交付税で措置がされるという非常に有利なものとなっておりますので、由布市全体の財政事情を勘案して、過疎債を活用した庄内地域の事業推進を行っていくこととなります。

計画の見直しに当たりましては、市民の皆さんの御意見を尊重するとともに、総合計画や前年

度までの計画書の内容を参考にし、大分県とも事前協議をしながら作り上げたところでございます。その他参考資料として、令和8年度から令和12年度までの事業計画と令和8年度概算事業計画書を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上で議案第2号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第3号について詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。

議案第3号について詳細説明をいたします。

議案第3号、由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

本議案は、令和7年第4回議会におきまして議決いただきました、由布市乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例に加えまして、令和8年4月1日より子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業を実施する事業者のうち、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づいて、市が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、給付費が給付されることとなっております。このことから、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条の第3項の規定に基づき、条例を制定するものです。

次のページをお願いいたします。

第1章総則、事業の理念と基本的な考え方として、事業者に対し子どもの意思と人格の尊重、人権擁護、そして虐待防止のための体制整備を義務づけております。また、孤立した子育てを防ぐため、地域や家庭等と密接に連携し、子どもが健やかに育つ環境を確保することとしております。

第2章運営の基準については、サービスの質を担保するための具体的な運用ルールを大きく2つの節に分けて規定しています。第1節は利用定員に関する基準として、適切なケアを行き届くよう時間当たり、月当たりの利用定員を定めることを業務づけ、第2節には運営の基準として、利用開始の面談を必須とし、重要事項の説明と同意を得ることとし、費用負担に関しての事前説明を必須をし、不要な負担増を防止させること、保育所保育指針に準じた支援、自己評価の実施、事故発生時の報告体制の整備、支援内容の記録等、市の指導・監査が適切に行える体制を確立することとしております。

第3章雑則として、暴力団排除とデジタル化への対応を定めております。

なお、この条例の施行期日は、令和8年4月1日としております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第4号について詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（後藤 昌代君） 福祉事務所長です。

議案第4号について詳細説明をいたします。

議案第4号、由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止について。

由布市寡婦医療費助成に関する条例を廃止する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

本条例は、寡婦の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、所得税非課税等の要件はございますが、かつて児童を養育してきたかの有無は問わず、60歳から74歳までの婚姻状態になり女子に対し医療費の自己負担の3分の1を助成する、市の単独事業について定めたものでございます。合併前も含め制定後30年以上が経過し、医療保険や他の支援制度も充実、社会情勢も変わる中、公平性の観点からも廃止する時期に来ていると判断いたしました。

次のページをお願いいたします。

対象者への周知期間を考慮し、施行日は令和9年4月1日としており、令和8年度に認定を受けられた方につきましては、令和9年7月診療分までが助成対象となります。

以上で詳細説明終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第5号から議案第9号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。

議案第5号から第9号まで、続けて詳細説明を行います。

まず、議案第5号について詳細説明をいたします。

議案第5号、由布市行政組織条例の一部改正について。

由布市行政組織条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

契約業務や検査業務の適正な履行確保の充実を図るため、現在財政課内に設置している契約検査室を課とし、その課名を契約施設整備課とするものであり、これまでの財政課における業務を財政、財産、用地に関することとし、新たに課とする契約施設整備課においては、工事等の契約、工事等の検査、公共施設の整備に関することと定めるものでございます。

条例の施行日は令和8年4月1日としております。

次のページ以降は、新旧対照表となっておりますので、御参照ください。

次に、議案第6号について詳細説明をいたします。

議案第6号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、第11条の配偶者等への扶養手当の減額、子に対する扶養手当の増額の改正、並びに19条の宿日直手当の増額を行うものが主な内容となっております。

条例の施行日は令和8年4月1日とし、第19条の宿日直手当に関しては公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしております。

次のページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いをいたします。

次に、議案第7号について詳細説明をいたします。

議案第7号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

市の現下の財政状況を鑑み、市長、副市長、教育長の給料月額を本年4月から9月までの半年間、3%を減額をするものでございます。

次に、議案第8号について詳細説明をいたします。

議案第8号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

議案第7号と同様の理由によりまして、職員につきましては本年4月から9月までの半年間、給料月額について一律に1.5%の減額措置を行うものでございます。

次に、議案第9号について詳細説明をいたします。

議案第9号、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

提案理由にも明記されておりますように、他自治体の報酬額に鑑み、学校・幼稚園医と学校・幼稚園歯科医の年額を6万円から6万5,000円、児童1人当たりを175円から200円に改正するものでございます。

次のページ以降に新旧対照表を添付しております。該当箇所は全体の7ページ目でございますので、御参照ください。

詳細説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第10号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第10号について詳細説明をいたします。

議案第10号、由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について。

由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

この条例改正は、由布市の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の第2条を全部改正するものになります。

最後の新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、地方自治法に定めのある契約に加え、条例において第1号から第3号に記載のある契約、物品の賃貸借に伴う契約、ソフトウェアの使用許諾契約、調査その他市の施設の維持管理業務、または運営に伴う業務の委託契約の内容に限って長期継続契約の対象となっており、その対象範囲が狭いことから、会議に係る議事録作成業務や広報紙の発行業務、学校給食の配送業務など債務負担行為をいただいている契約においても、長期継続の対象として契約締結を行うことができるようその対象範囲を拡大し、制度を有効に活用するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第11号について詳細説明を求めます。財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。

議案第11号について詳細説明をいたします。

議案第11号、由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正について。

由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

由布市の公共施設の多くは、旧町時代からの使用料と使用区分を引き継ぎ運用してきましたが、社会経済情勢の変化や老朽化からの維持管理費の増加に伴い、使用料改定と使用料区分の考えを統一するため、一括して改正するものでございます。

対象条例数としては27条例、対象施設数は105施設となっております。

使用料の改定につきましては、平成17年の消費者物価を100とし、令和6年までの物価上昇率が13であるため、現行の使用料から物価上昇率の1.13倍としております。

使用料区分の統一的な考え方につきましては、使用料は1時間単位での使用料としています。

次に、年会費や団体割引、法人会員、法人会員割引券は廃止としています。

次に、回数券につきましては、10回分の使用料で11回分としています。

次に、現在無償の施設や厚生スペースは、引き続き無償としています。

市外利用者につきましては、市内利用者料金の最低2倍としています。高齢者は65歳以上、子どもは高校生以下とし、使用料については一般の半額としています。

この改正による効果額といたしましては、年間約400万円の使用料増が見込まれます。

なお、施行日につきましては、市民の皆様への周知期間を9月末まで設け、令和8年10月1日を施行日としております。

詳細説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第12号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。

議案第12号について詳細説明をいたします。

議案第12号、由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について。

由布市督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

由布市債権管理において、債権所管課全体で条例や規則の見直しを行う中、当条例の一部に現状にそぐわない部分が見つかったため、地方自治法及び地方税法等に照らし合わせ改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。

第2条、督促状の発行については、由布市税条例及び由布市債権管理条例に規定をしておりますので、こちらを削ります。

第3条中「前条」とあるのを「法第231条の3第2項」に改め、この法というのは地方自治法のことです、同条を第2条とします。

第4条第1項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前」を「当該納期限の翌日から1月を経過する日まで」に改め、同条を第3条とします。

第5条第1項中「100円未満の端数」を「1,000円未満の端数」に、「100円未満であるとき」を「2,000円未満であるとき」に改め、同条第2項中「10円」を「100円」に、「100円」を「1,000円」に改め、同条を第4条とします。

第6条を第5条とします。

附則第3項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改めます。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第13号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（吉野眞由美君） 健康増進課長です。

議案第13号について詳細説明をいたします。

議案第13号、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について。

由布市湯布院健康温泉館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

本案は、健康温泉館の使用料において、現在運用しております回数券を明記し、令和8年10月1日からの市内施設の使用料の改正と同様に行うため、条例の一部を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

第1条で別記に、現在取り扱っております回数券について、令和8年4月1日から、市民はプールと風呂が一律10回分の使用料で12回利用できる回数券を3,140円、市外の方は風呂のみ一律12回分の使用料で12回利用できる回数券を6,240円と定めるものでございます。

次に、第2条で、令和8年4月1日に定めた回数券を、市民、市外どちらともプールと風呂が10回分の使用料で11回利用できる回数券とし、今回の市内施設の使用料の基準と同様に改正を行い、市民については、一般は3,500円、高校生以下は満18歳以下の児童または生徒とし、1,700円、高齢者は満65歳以上とし、1,700円、市外の方については、市民と同様の区分で、一般は9,300円、高校生以下と高齢者はそれぞれ4,600円としまして、令和8年10月1日より改めるものでございます。

次のページの新旧対照表は令和8年4月1日から、その後の新旧対照表で10月1日から施行するものを載せておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第14号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。

議案第14号につきまして詳細説明をいたします。

議案第14号、由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、社会全体で子育て

を支えるための財源として、子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴い、地方税法の一部が改正されたことから条例を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の課税区分に、現行の基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、新たに子ども・子育て支援納付金分を追加いたします。

賦課の方法といたしましては、所得割額、均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額の合算により税額を算定いたします。所得割額につきましては、基礎控除後の総所得額等に100分の0.32を乗じて算定した額、均等割額につきましては、被保険者1人当たり900円、18歳以上均等割額につきましては、18歳以上被保険者1人当たり100円、平等割額につきましては、1世帯当たり600円としております。

課税区分の新設に伴い、税の軽減時に規定が必要な額についても、それぞれ条文を追加しております。また、今年度税率を改定していることから、連続しての負担増を抑えるため、子ども・子育て支援納付金分で上乗せされる税額等を基礎分から差し引き、合計として今年度と同程度の課税額となるように改定をいたします。

具体的には、基礎分の所得割額を現行100分の9.92を100分の9.60に、均等割額を被保険者1人当たり3万円を2万8,900円に、平等割額を1世帯当たり現行1万9,300円を1万8,700円に改定し、各軽減額についてもそれぞれ改定をいたします。

この条例の施行日については、令和8年4月1日からとしております。

なお、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額、18歳以上均等割額の各軽減額、18歳未満に対する均等割額の軽減につきましては、その基準について地方税法施行令で定められる予定となっておりますので、政令が公布され次第対応してまいります。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第15号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。

議案第15号について詳細説明をいたします。

議案第15号、由布市介護保険条例の一部改正について。

由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

今回の改正は、介護保険施行令の規定について、介護保険施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

由布市介護保険条例の一部改正新旧対照表をお願いいたします。

附則に、令和8年度における前年度非課税者に関わる保険料の減免について、17、18、19の3項を加える改正案でございます。

今回の改正は、国の税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円と10万円引き上げられたことを受けたものでございます。介護保険料の段階判定は、住民税の課税状況や合計所得金額等を基準としております。税制改正により住民税非課税者が増加し、令和7年度と同じ収入等の状況であっても、令和8年度の保険料段階が下がる方が生じることになります。

しかしながら、現行第9期介護保険事業計画は、令和6年度から8年度における3か年計画となっており、改正前の税制に基づき保険料収入と給付のバランスにおいて作成したため、このまま税制改正の影響を反映させると、策定計画時には想定していない保険料の収入の減少を招き、介護保険財政の安定的な運営に支障を来すおそれがあるため、国は令和8年度の保険料算定に限り、税制改正の影響を遮断し、改正前の基準で算定を行うための政令を公布しました。

また一方で、この税制改正を活用して、住民税非課税の範囲で就労調整をして所得を増やした方の場合は、税制上は住民税非課税となった方でも、介護保険料の算定上みなし課税者と判定され、前年度より保険料段階が上昇する場合がございます。

このため、市といたしましては、第1号保険者の負担急増を回避し、低所得者の生活の安定を図る観点から、令和7年度に住民税非課税の保険料段階にある方を対象とし、市の判断による特例減免を、令和8年度に限り実施するための条例改正をするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第16号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

議案の詳細説明をします。

議案第16号、由布市市営住宅条例の一部改正について。

由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

こちらの住宅につきましては、最後の入居者が退去された後に、市営住宅長寿命化計画に基づき、解体工事を実施しております。

次のページをお願いします。

由布市市営住宅条例の一部を改正する条例でございます。別表1中の由布市営白滝団地の項を削るものでございます。

施行は公布の日からとしております。

次のページは新旧対照表でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第17号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

議案第17号について詳細説明を行います。

議案第17号、由布市水道事業給水条例の一部改正について。

由布市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

この条例では、給水装置は市の認定を受けた指定給水装置工事事業者でなければ、新規の設置や修繕等が行えないため、災害や緊急を要する場合に復旧の遅れが懸念されております。また、他の自治体においても同様の懸念があり、令和6年の能登半島地震において、この指定給水装置工事事業者の数が給水装置の被害の規模に比べ少なかったことや、応援に入った他県の工事事業者が市の認定を受けていなかったために、工事ができなかったという事態が発生をいたしました。

このような状況に対応するため、多くの自治体が、給水装置工事を行うことができる者について、条例や規則を改正する動きが進んでおります。由布市においても所要の改正を行うものでございます。

施行につきましては、令和8年4月1日でございます。

3ページは新旧対照表でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第18号について詳細説明を求めます。挾間振興局長。

○挾間振興局長兼地域振興課長（井原 和裕君） 挾間振興局長です。

議案第18号について詳細説明をいたします。

議案第18号、由布市営駐車場条例の一部改正について。

由布市営駐車場条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしましては、市営向原駐車場の適切な管理及び円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることによるものです。

次ページからお願いします。

向原駐車場につきましては、平成9年に旧挾間町と旧挾間町商工会との間で財産貸付契約を締結し、現在は由布市商工会が、向之原駅前及び向原商店街交差点角地において、駐車場の管理運営を行っております。令和8年度より、駅前を一体的に整備する向之原駅前広場整備事業を実施する予定としております。これに伴い、由布市商工会との財産貸付契約を本年3月末をもって終了し、本年4月からは市営駐車場として、市が直接管理運営を行う予定としております。

本議案は、本年4月1日から供用開始するため、本条例の一部を改正し、新たに駐車場の名称、位置及び使用料を定めるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第19号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。

議案第19号につきまして詳細説明をいたします。

議案第19号、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について。

由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思います。

今回の一部改正は、挾間中学校体育館に冷暖房設備が新設されることから、本条例別表の備考欄のほうに1時間当たり2,000円と、その使用料を定めるとともに、字句の表現を適当なものに改めるものでございます。

条例の施行日は令和8年4月1日としております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第20号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。

議案第20号について詳細説明をいたします。

議案第20号、由布市火災予防条例の一部改正について。

由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

今回の改正の主なものは、火災予防条例に、対象火気設備等への種類へ簡易サウナ設備の追加を行い、設備等の基準の一部を改正するものでございます。

近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテントなどのサウナ室に設置される消費熱量が小さい、簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえ、その特性に応じた内容となるよう見直しを行うものでございます。

条例の施行日は令和8年3月31日としております。

新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第21号について詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。

議案第21号について詳細説明をいたします。

議案第21号、由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について。

由布市乙丸地区公民館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市乙丸地区公民館、由布市湯布院町川上2938番地1。指定管理者、乙丸区区长、松本文男、由布市湯布院町川上3571番地。指定管理期間、令和8年4月1日から令和18年3月31日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときには、指定の取り消し、または停止を行う。

由布市乙丸地区公民館の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない候補者の選定がなされております。

乙丸地区公民館の指定管理期日が、令和8年3月31日をもって終了いたします。引き続き乙丸区を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものです。

資料といたしまして、次ページ以降に、指定管理選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第22号及び議案第23号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

議案の詳細説明をします。

議案第22号、市道路線（若杉5号線）の認定について。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、若杉5号線。起点、由布市湯布院町川上272番22地先。終点、由布市湯布院町川上264番地先。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページに、地図を掲載しております。

県道改良時に旧道部分となった119メートルの道路を、市道若杉5号線として管理するものでございます。

続きまして、議案第23号について説明をいたします。

議案第23号、市道路線（並柳東ノ下線）の廃止について

市道路線を次のように廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、並柳東ノ下線。起点、由布市湯布院町川上623番11地先。終点、由布市湯布院町川上623番2地先。

令和8年2月25日提出、由布市長。

次のページに、地図を掲載しております。

延長188.8メートルの未舗装道路であります。湯布院駐屯地拡張予定の敷地の中に位置しており、起点は市道並柳線、終点は市道佐土原若杉線と接続していることから、代替となる通行路は確保されております。そのため、地域の皆様の日常生活や農作業に著しい影響を及ぼすことはないと考えております。これらを踏まえ、道路の状況や周辺環境、利用の実態、公共性を総合的に検討した結果、本市道については廃止が可能であると判断いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第24号から議案第26号までの詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。

まず、議案第24号について詳細説明を申し上げます。

議案第24号、連携協約の変更に関する協議について。

大分市及び由布市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を別記のとおり締結したいので、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

本議案については、本市を含む7市1町で構成する大分都市広域圏に関連するものであり、現在大分都市広域圏で策定中の第2期大分都市広域圏ビジョンの計画期間が、令和8年3月末のため、現在、今後5年間、令和8年から令和13年末までの第3期の大分都市広域圏ビジョンの計画を策定しているところでございます。

今回、また新たに佐伯市の加入によるものと従来連携している協約について、その一部を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページから変更の内容と協約をつけておりますので、御参照ください。

以上で議案第24号の詳細説明を終わります。

次に、議案第25号について詳細説明を申し上げます。

議案第25号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり公の施設を佐伯市の住民の利用に供することに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

本議案につきましても、大分都市広域圏に関連するものでございます。従来の大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市、豊後大野市、日出町に加えまして、今回新たに佐伯市が加入することにより、由布市の公の施設を佐伯市の住民に利用させるために、議会の議決を求めるものでございます。挾間上原グラウンドのほか20施設について、大分都市広域圏を構成する市町の住民の利用に供することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第25号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第26号について詳細説明を申し上げます。

議案第26号、佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

本議案につきましても、大分都市広域圏において、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す中で、基本連携項目として公共施設の相互利用の促進を掲げ、圏域内の体育・文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくため、協議、調整を行うとともに、相互利用を促進する公共施設案内予約システムの共同利用を行っており、これまでの社会教育施設での運用に加え、今般新たに佐伯市が大分都市広域圏に加入したため、佐伯市が設置しておりますさいき城山桜ホールほか44施設の相互利用について協議が整ったことから、大分都市広域圏における協議内容を踏まえ、本市の住民の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

利用方法につきましては、当該施設の条例・規則に定めた方法によることとし、利用に係る経費につきましては、施設の所在する佐伯市が負担することになっております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

午後0時08分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

次に、議案第27号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第27号について詳細説明をいたします。

議案第27号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,939万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282億3,139万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、繰越明許費の追加及び変更は、第3表繰越明許費補正による。

第4条、債務負担行為の追加は、第4表債務負担行為補正による。

第5条、地方債の追加及び変更は、第5表地方債補正による。

令和8年2月25日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。4ページにかけて歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

5ページをお願いします。第2表継続費補正です。湯平温泉復興まちづくり推進事業に係る事業費の変更に伴い、継続費の変更をお願いをいたしております。

6ページをお願いします。第3表繰越明許費補正です。7ページにかけて15件の追加と5件の変更をお願いしています。追加15件及び変更5件につきましては、関係機関及び関係者との協議、調整に不測の日数を要したこと、国の補正予算成立に伴う事業であり、年度内の事業完了が見込めないなどの理由によるものでございます。

なお、個別事業の繰越理由につきましては、令和7年度補正予算（第8号）の概要の巻末に記載しておりますので、御参照いただければと思います。

8ページをお願いします。第4表債務負担行為補正です。由布川小学校増築工事など3件の追加は、契約に至るまでの一連の準備行為を本年度中に行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

9ページをお願いします。第5表地方債補正です。1件の追加につきましては、令和8年度実施予定の事業を国の令和7年度補正予算で計上された財源を活用し、前倒して事業実施をすることとした、道の駅ゆふいん整備管理事業に係る一般補助施設整備等事業債の追加や、大津留地域拠点整備事業に係る過疎対策事業債など25件の変更をお願いしております。なお、変更につきましては、事業費の確定による増減や財源の組替えに伴うものでございます。

次に、11ページから補正予算事項別明細書となっております。

15ページをお願いします。

歳入でございますが、3款利子割交付金から17ページ9款環境性能割交付金につきましては、

県から示された今年度交付見込額により補正計上をいたしております。

17ページ、12款1項1目地方交付税、普通交付税は、令和6年度国税決算及び令和7年度国税収入補正に伴う地方交付税総額の増額措置により再算定された結果、昨年12月に追加交付がありましたことから増額をしております。

23ページをお願いします。

19款1項2目1節の指定寄附金は、ふるさと納税などの実績及び推計に基づき、約2,300万円の増額をいたしております。

20款1項1目2節の基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを約9億100万円減額をいたしております。令和7年度末の財政調整基金の残高は約23億1,000万円となる見通しでございます。

その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

次に、28ページから歳出ではございますが、まず各科目において減額補正がございしますが、事業費の確定や入札等による執行残による不要額を減額措置をしております。また、これまで歳入予算に計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業においては、事業費の確定に基づき、一般財源から国庫支出金へ財源充当の一部組替えをいたしております。

それでは、増額補正を中心に主な事業を御説明をいたします。

33ページをお願いします。

2款1項5目区分7、入会地分収交付金事業は、入会権者である7団体に対し、土地の貸付けや造林木の処分、立木補償に伴う分収金の地元交付金を計上しており、財源は財産収入を充当しております。

35ページをお願いします。

2款1項6目区分5、みらいふるさと寄附金推進事業は、歳入で計上しておりますふるさと納税を財源に、実績及び推計値に基づき寄附金取扱業務委託料を増額するものです。

41ページをお願いします。

2款1項9目区分13、道の駅ゆふいん整備管理事業は、令和8年度実施予定の事業を国の令和7年度補正予算で計上された財源を活用し前倒して事業を進めることから、物産館に係る新築工事費を増額するものです。

55ページをお願いいたします。

3款1項3目区分2、自立支援事業の18節障害福祉サービス費負担金は、サービス利用者の増加に伴う増額で、特定財源として国2分の1、県4分の1の負担金を充当しております。

61ページをお願いいたします。

3款2項2目区分5、保育所活動給付事業の19節施設型給付費の増額は、令和7年度人事院

勧告に伴う公定価格の改定が令和7年4月1日に遡り改定されるため、増額するものです。特定財源として国2分の1、県4分の1の負担金を充当しております。

71ページをお願いいたします。

4款2項2目区分2、新環境センター整備事業は、大分市が事業主体となって進めています新環境センター建設事業において、令和8年度実施予定の事業を国の令和7年度補正予算で計上された財源を活用することとして予算措置をすることとなったことから、工事負担金を増額するものです。

77ページをお願いします。

6款2項1目区分2、鳥獣被害総合対策事業は、有害鳥獣捕獲事業補助金を実績見込みに基づき増額するものです。なお、県補助金も増額をいたしております。

81ページをお願いいたします。

7款1項2目区分2、物価高騰緊急対応事業（商工振興）は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、県と連携して実施します「ゆふ得得プレミアム商品券」に対し、プレミアム率を30%から20%上乘せをして50%として販売を行うため、プレミアム付商品券発行支援業務を増額するものです。

83ページをお願いいたします。

7款1項3目区分2、地域イメージ向上対策事業は、猛暑が常態化する中で、観光協会等が行う暑さを緩和する設備投資に対し支援をするもので、財源として県が3分の2を補助し、残る3分の1を市が補助するものになります。

8款1項1目区分1、急傾斜崩壊対策事業は、2地域で実施しています県事業において事業補正がなされたことから、負担金を増額するものです。

101ページをお願いいたします。

10款2項4目区分1、小学校施設整備事業の17節庁用器具費は、挾間小学校増築工事建築主体の完了に伴う、増築校舎に係る備品購入費を計上するものです。

115ページをお願いします。

13款2項1目区分1、基金積立事業の減債基金は、本年度追加交付のあった地方交付税のうち、3,450万2,000円は臨時財政対策債償還分として交付されたことから、積立金として計上するものです。

また、森林環境譲与税基金は、本年度未執行を基金に積み立てるものです。なお、積み立てた基金を財源として令和8年度繰越事業として未整備森林整備事業を執行してまいります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第28号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。

議案第28号につきまして詳細説明をいたします。

議案第28号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,362万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,724万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年2月25日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をいたします。9ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の委託料1,168万9,000円の減額につきましては、主なものとして、今年度標準化システムへの移行の際に生じる予定だった委託料の支払いが、稼働延期により令和8年度の支払いとなったことによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費及び5目審査支払手数料、合計1億5,070万1,000円の減額は、今年度支払いの実績から見込額を算出し、不要額を減額しております。

2款2項1目一般被保険者高額療養費1,749万8,000円の減額は、同じく給付の実績から見込額を算出し、不要額を減額しております。

15ページをお願いいたします。

中段、3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、財源内訳を基金繰入金から一般財源に組み替えるものでございます。

下段、4款2項1目保健衛生普及費区分1、保健指導事業109万8,000円の減額につきましては、事業の対象者が当初の見込みより少なかったため、不要額を減額しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第29号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。

議案第29号について詳細説明をいたします。

議案第29号、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ912万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,094万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳

出予算補正による。

令和8年2月25日提出、由布市長。

まず、歳入です。事項別明細書6ページをお願いいたします。

1款保険料につきまして、直近の調定見込みの額等に基づき、特別徴収分を増額、普通徴収分を減額、滞納繰越分を増額し、合計で2,821万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、3款1項1目介護保険給付費負担金と、2項1目調整交付金、3目介護保険事務費交付金、4目保険者機能強化推進交付金、5目保険者努力支援交付金、4款1項1目介護給付費交付金につきましては、交付額の決定に伴いまして増額補正としております。

3款2項2目地域支援事業交付金、4款1項2目地域支援事業交付金は、介護保険サービス給付費の必要見込額の減額に伴い、減額補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

5款県支出金につきましては、介護保険サービス給付費の必要見込額の減額に伴い、予算を減額するものでございます。

7款の繰入金金は、介護保険サービス給付費の必要見込額の減額に伴い、予算を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。10ページをお願いいたします。

1款の総務費は、不要額を減額するものです。

12ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、1項1目介護サービス等諸費は2,886万円、2項1目介護予防サービス等諸費、3項1目審査支払手数料は、各サービスの必要見込額の増額に伴い、増額補正するものでございます。

4項1目高額介護サービス等費、5項1目高額医療合算介護サービス等費、16ページになりますが、6項1目の市町村特別給付費、7項1目特定入所者介護サービス等費の1,554万1,000円は、サービスの必要見込額の減額等に伴い、減額補正するものでございます。

18ページをお願いいたします。

4款の地域支援事業費です。こちらは、対象者と事業回数の減少等により、不要額を減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

5款3項1目他会計繰出金の252万2,000円は、一般会計の重層的支援事業への増額補正でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第30号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。

議案第30号につきまして詳細説明をいたします。

議案第30号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,834万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,253万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年2月25日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をいたします。9ページをお願いいたします。

上段、1款1項1目一般管理費12節委託料11万円の減額及び中段、1款2項1目徴収費10節需用費73万円の減額は、支出が確定したことにより不要額を減額するものでございます。

下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4,750万7,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合への納付金が確定したことに伴い減額をするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第31号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。

議案第31号について詳細説明します。

議案第31号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度由布市農業集落排水事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款農業集落排水事業収益、補正予定額マイナス433万9,000円、計8,849万1,000円。

支出、第2款農業集落排水事業費用、補正予定額マイナス383万9,000円、計1億693万4,000円。

第3条、予算第7条1号中「674万9,000円」を「681万9,000円」に改める。

第4条、予算第8条中「3,143万円」を「3,112万1,000円」に改める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

まず、上段の収益的収入です。1款1項2目1節受託工事収入419万8,000円の減額につきましては、負担対象となる支出の減額によるものでございます。

2項2目1節一般会計補助金14万1,000円の減額につきましては、補助対象となる支出の減額によるものでございます。

次に、下段の収益的支出です。

2款1項2目20節動力費50万円の増額につきましては、処理場の電気料金の増額によるものでございます。

3目15節委託料419万8,000円の減額につきましては、不要額の減額によるものでございます。

4目2節給料18万5,000円の減額につきましては、不要見込額の減額によるもので、4節賞与引当金4万4,000円の増額につきましては、見込額の増額によるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。内訳を記載しておりますので御一読ください。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。開始貸借対照表です。

7ページ、負債の部、繰延収益、長期前受金、資本の部、資本金、自己資本金及び剰余金、資本剰余金、国庫県補助金の各値に変更が生じたため、これらを更新しております。なお、合計に変更はありません。

以上で説明終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第32号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

議案第32号について詳細説明をいたします。

議案第32号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和7年度由布市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

第1款水道事業収益、補正予定額49万円、計8億8,849万9,000円。

第2款水道事業費用、補正予定額30万円、計8億8,620万5,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億4,036万円」を「不足する額2億9,068万円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億4,036万円」を「過年度分損益勘定留保資金2億9,068万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3款資本的収入、補正予定額マイナス4,560万円、計7億1,234万7,000円。

第4款資本的支出、補正予定額マイナス9,528万円、計10億302万7,000円。

第4条、予算第5条中、第4款資本的支出、1項建設改良費。事業名、挾間浄水場浄水池新設工事施工管理業務委託。補正前、総額1,500万円、年度割、令和6年度375万円、令和7年度375万円、令和8年度750万円。補正後、総額2,129万5,000円、年度割、令和6年度375万円、令和7年度375万円、令和8年度1,379万5,000円、令和9年度ゼロ円。事業名、挾間浄水場浄水池新設工事。補正前、総額12億6,000万円、年度割、令和6年度5億400万円、令和7年度2億5,200万円、令和8年度5億400万円。補正後、総額12億6,000万円、年度割、令和6年度5億400万円、令和7年度2億5,200万円、令和8年度5億400万円、令和9年度ゼロ円。

第5条、予算第7条中、起債の目的、建設改良事業費。限度額6億450万円を5億5,890万円に改める。

令和8年2月25日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、収益的収入です。

1款1項3目その他営業収益49万円の増額補正につきましては、不良消火栓修理一般会計補助金の実績に伴う増額でございます。

次に、収益的支出です。

2款1項1目配水及び給水費600万円の増額補正につきましては、施設や漏水に対する修理による増額によるものでございます。

4目総係費570万円の減額補正につきましては、備消耗品費、印刷製本費、委託料の実績に伴う減額でございます。

7ページをお開きください。資本的収入でございます。

3款1項1目1節建設企業債4,560万円の減額補正につきましては、入札等に伴う水道事業債の減額でございます。

次に、資本的支出でございますが、4款1項1目15節委託料5,059万円の減額補正につきましては、県道別府挾間線支障管移設検討設計業務委託等の事業年度の見直しによる減額でございます。

30節請負工事費4,469万円の減額補正につきましては、庄内1号配水池フロート弁更新工事等の入札に伴う減額でございます。

次に、8ページをお開きください。継続費に関する調書です。内訳を掲載しておりますので、御一読ください。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、議案第32号までの詳細説明が終わりました。

なお、議案第33号から議案第38号までは、予算特別委員会にて詳細説明を受けます。

お諮りいたします。先ほど上程しました、諮問第1号の人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定をいたしました。

それでは、日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定いたしました。

---

### 日程第51. 発議第1号

### 日程第52. 発議第2号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第51、発議第1号及び日程第52、発議第2号について、提出者に提案理由を求めます。高田龍也君。

○議員（5番 高田 龍也君） こんにちは。

発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について。

提案理由、本市中山間地域では、生活用水や農業用水の多くを地下水・大分川等の水源に依存しており、土葬による浸出液が水質に影響を及ぼす懸念が指摘されています。水源保全は地域の生活・農業に直結する重要な課題であり、現行基準だけでは十分とは言えません。公衆衛生と水源及び泉源保全の観点から、土葬を適切に規制する必要があるため、本条例案を提出するもので

す。

続きまして、発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について。

提案理由、墓地等の設置は、水源・泉源保全、生活環境、公衆衛生など多様な専門的判断を要しますが、現行体制では十分な科学的評価を行う仕組みが不足しています。専門家による第三者的審査を制度化することによって、許可判断の客観性と透明性を高め、地域の安心を確保することが必要です。このため、公衆衛生審議会を設置する条例案を提案します。

戦後81年、81年前に将来を託された我々が、由布市の水源・泉源を保ち、守り、未来へつなぐためにも、慎重審議をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 提案理由の説明は以上で終わります。

---

○議長（佐藤 孝昭君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、来週3月3日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは明日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時35分散会

---